

意見聴き取り調査票

(福島県総合設備協会)

1 総合評価方式について

- (1) 「新分野進出」の項目については、建設業の経営基盤強化の観点から重要な評価項目と考えておりますが、御意見等をお聞かせください。

「新分野進出」については業界の進むべき進路を示唆しているものと思いますが、だからと言って評価項目で加点するまでの問題ではないと考えます。

- (2) 総合評価方式については、原則として金額により類型を定めております。現在の金額区分についての御意見等をお聞かせください。(標準型：2億円以上、簡易型：5千万円以上、特別簡易型：5千万円未満)

現在の金額区分で特に問題はありません。

- (3) 平成28年度から「同一市町村内工事实績」の評価期間を一般土木、舗装で過去10年以内から過去3年以内に見直しましたが、このことについての御意見等をお聞かせ下さい。

特に意見はありません。

2 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 平成27年度下請状況実地調査において、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況を改善するためには、どのような取組みが有効であるとお考えでしょうか。

元請・下請関係の変更契約書を取り交わすには1件あたりの金額が少額の為、なかなか整備出来ないのが現状です。
変更明細書を添付の上、工事件名毎の一括処理でも可としては如何でしょうか。

- (2) 平成28年度から、県発注工事において下請契約を締結する際には、法定福利費を別立てにした見積りによることを元請業者に対して求めることとしていますが、徹底されていますか。

現時点において該当案件はありません。
今後の取組みにおいて対応していきたいと思えます。

- (3) 適切な下請契約及び変更契約締結について、貴協会では会員企業に対しどのような働きかけを行っているかお聞かせください。

品確法が制定され、元請・下請関係についても制度化されてきたことを広報を通し通知しています。

3 入札不調について

(1) 会員企業が入札への参加を見送る場合の理由として、どのようなものが挙げられるかお聞かせください。なお、パーセンテージがわかるグラフ等でお示し願います。

(理由の例)

- 手持ち工事が十分にある
- 下請業者を確保できなかった。
- 工期が短い。
- 利幅が小さい。
- 応札しても受注が見込めない。
- 現場までの距離が遠い。

- ①手持ち工事と重複し、技術者の配置が困難な場合。
- ②現場までの距離が遠く、下請け業者の手配及び宿泊施設の確保が困難な場合。

(2) 県発注の工事において、工事施工の平準化及び適正工期の設定について御意見をお聞かせください。

工事施工の平準化については予算制度から変更する必要があると思います。
単年主義、消化主義予算では改善が難しいと感じます。
複数件の工事発注時期及び工期が重複してしまいます。

4 電子入札・電子閲覧について

今年度より、農林水産部及び土木部発注の案件については全件電子入札によることとしましたが、御意見等をお聞かせください。

大変便利になりました。
早く専門工事業案件も実施して頂きたいです。

5 品確法等三法改正について

(1) 建設工事の担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているかお聞かせください。

社内会議等で、技術継承するには社内システムをどのように変更すれば良いか議論模索しております。
但し、社内人員には当然として限りがあり、なかなか難しい状況です。
当面、ある程度規模のある現場には熟練者と若手技師を配置して、人材育成をしていく方針です。

(2) 契約の変更を適切かつ円滑に行うため、工事請負契約に係る設計変更ガイドラインを策定したところですが、実際の運用にあたっての御意見等についてお聞かせください。

協会においても設計変更ガイドラインの説明会を各方部・企業別に開催しております。
最近2、3ヶ月は協会専務を中心に実施致しました。
実際の運用にあたっての実例はまだありません。

76 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

今後、入札制度については多々意見が出てくると思いますが、発注サイドとしては適正に設計・見積もりをして予算を決定しているものであり、入札での最低制限価格の設定は業者の保護・育成には必要不可欠な課題であることは重ねて認識をお願い致します。